

令和7年度 みどりの村遊具更新工事 要求水準書

1. 要求水準書の意義

本要求水準書は、高山村が実施する令和7年度みどりの村遊具更新工事(設計・施工一括発注方式)におけるプロポーザルの参加者に求める企画提案の前提条件となる要求水準を示すものである。

参加者は、本要求水準書に明記されている事項を満たしたうえで、本工事に関する企画提案を行うことができる。

また、本工事の契約者は、工事期間にわたり要求水準を遵守しなければならない。

2. 工事内容等

(1) 実施設計

(2) 遊具等設置工事(製品本体、現場搬入、組立据付、基礎工事)

3. 要求要件

【目的物に関する事項】

(1) 工事名及び工事場所

「令和7年度みどりの村遊具更新工事」

高山村大字中山地内

(2) 総工事上限価格

5,000,000円(税込み)を想定

※「2. 工事内容等」の全てを含む。

(3) 更新遊具

① 使用対象

3歳から12歳まで(幼児：3歳から6歳まで、児童：6歳から12歳まで)

② 設置予定遊具等

・インクルーシブ遊具

・アスレチック的要素のある遊具

※遊具については、長寿命化、維持管理の観点から、集約できるものは、なるべく集約すること。また、必要な設備等あれば提案すること。

③ 配慮事項

・遊具の対象年齢は3歳から12歳までとするが、事故回避のため幼児対象エリアと児童対象エリアを区分する等、可能な範囲で配慮をすること。

・インクルーシブ、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮すること。

・遊具の材質・塗装は、耐久性が優れたものとする。

- ・遊具は維持管理(交換・修理)がしやすい材質・構造とすること。特に地際部は劣化が進行しやすいため、長寿命化を考慮した材質や構造とすること。
- ・各遊具の見えやすい位置に対象年齢を示すシールを貼り付けること。
- ・子どもの冒険心を育み、多様な遊びの形態(のぼる、すべる、くぐる等)が提供できるような遊具を設置すること。
- ・保護者が容易に子どもたちの状況が分かるよう視認性を考慮した提案とすること。
- ・「遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2024)」((一社)日本公園施設業協会)に準拠すること。
- ・(一社)日本公園施設業協会 SP 又は SPL マーク表示認定企業の製品とすること。
- ・基礎は、土の流出などによる露出がない構造とすること。
- ・工事に伴い、公園施設等を破損した場合は、受注者により補修等行うこと。
- ・近年の猛暑から遊具利用による火傷などの対策を可能な限り盛り込むこと。

【要求水準】

このみどりの村は、樹木に囲まれたキャンプ場として地域住民や村外利用者等に根付いていることから、落ち着いた空間となることに重きを置き、周囲と雰囲気調和するよう配慮することを期待する。

新しくなった施設が、障がいの有無や年齢、性別などに関係なく、広く地域の方々に親しまれるようなインクルーシブを重視したデザインを期待する。

遊具を中心とした全体のコンセプトは提案者に委ねるものとするが、特色を持ったコンセプトの提案を期待する。

【施工に関する事項】

1. 工事名 : 令和7年度みどりの村遊具更新工事
2. 発注者 : 群馬県吾妻郡高山村大字中山 2856 番地 1 高山村長 後藤 幸三
3. 工事期間 : 契約締結日から令和7年11月28日まで
4. 工事場所 : 高山村大字中山 6 8 5 3 番地 1 6
5. 留意事項
 - (1) 敷地内障害物、地中障害物の対応方法は監督員と協議すること。
 - (2) 周辺の道路舗装を傷つける恐れがある搬入車両の通行については、舗装を傷つけないよう養生等による適切な対応を行うとともに、通行の際には徐行を心がけ、施設敷地内利用者から苦情が出ることがないように安全運転に十分留意すること。
 - (3) 工期中は工事内容を工事現場の見やすい場所に明示し、施工にあたっては「建設工事公衆災害防止対策要綱」により施設利用者及び通行人など第三者

に対する安全確保に万全を期すこと。

また、工事に伴う振動、騒音、埃等による周囲環境等への影響を最小限に抑えるよう低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の重機の使用などに留意すること。

- (4) 暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は被害届を速やかに警察に提出すること。
- (5) 工期内での完了を遵守すること。
- (6) 工事着手前に工程表・施工計画書・安全計画及び仮設計画等を作成し、監督員の承諾を得ること。
- (7) 施工中は監督員と随時工程打合せを行い、連絡調整をはかること。
- (8) 契約後の建設に関する一切の手続き、関係官公署への必要な届け出及び連絡は速やかに受注者において行うこと。
- (9) 汚水、汚濁、土砂の流出防止に努めること。
- (10) 施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用权は発注者に移譲する。
- (11) しゅん工書類等の収納箱仕様等は保存方法を確認の上、監督員の承諾を得ること。
- (12) 土日祝日はなるべく工事を行わないこと。(行う場合は事前に監督員の了承を得ること。)
- (13) 工事時間帯は 8 :00～17 :00 までとすること。
- (14) 安全を第一に考え工事箇所のバリケード、工事看板の設置、工事車両の誘導及び施設内の移動速度 10km/h 以下の徹底とともに、施設周辺における歩行者の安全確保や近所への騒音・粉塵対策、公共交通の支障とならないように配慮すること。
- (15) 大型資材の搬入時は、必要に応じて誘導員を配置する等の安全管理をするとともに、責任を持って安全の確保に努めること。

4. 参考資料

- (1) 位置図(資料 1)
- (2) 平面図(資料 2)